（米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第三条　法第十三条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十三条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四　法第十四条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五　法第十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

六　もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（法第十四条各号に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあっては、当該業務の内容を記載した書面

（機構の名称等の変更の届出）

第四条　法第十三条第一項の米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（業務規程の記載事項）

第五条　法第十六条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（削る。）

三　その他法第十四条第一号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

（業務規程の認可の基準）

第六条　法第十六条第一項の認可の基準は、法第十四条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（事業計画等の認可の申請）

第七条　機構は、法第十七条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　機構は、法第十七条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

（区分経理の方法）

第八条　機構は、法第十四条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下この条において「債務保証業務」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、債務保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

２　第三条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

（米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第五条　法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

三　法第八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四　法第九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五　法第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

六　もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（法第九条各号に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあっては、当該業務の内容を記載した書面

（機構の名称等の変更の届出）

第六条　法第八条第一項の米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第七条　法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　貸付金の使途

二　保証に係る債務の種類

三　業務に必要な資金の造成に関する事項

四　その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

（業務規程の認可の基準）

第八条　法第十一条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（事業計画等の認可の申請）

第九条　機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　機構は、法第十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

（区分経理の方法）

第十条　機構は、法第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」という。）に係る経理及び同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「債務保証業務」という。）に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る経理、債務保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

２　第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。